

台風11号・12号による被災企業者に対する支援措置について

① 特別相談窓口の開設

災害復旧に関する融資制度の相談に応じる特別相談窓口を8月11日に開設。

② 緊急災害対策資金

台風11号・12号による豪雨被害を受けた被災企業者を対象とした、低金利・低保証料の融資制度を8月14日に創設。

(制度概要)

- ・融資限度額：5,000万円（運転資金は3,000万円）以内
- ・融資期間：運転5年以内・設備10年以内（据置1年以内）
- ・融資利率：1.70%以内
- ・保証料率：0.20%
- ・融資枠：10億円
- ・実施期間：平成26年8月14日（木）～平成26年10月31日（金）

③ 緊急災害特別対策資金

災害救助法の適用を受けた那賀町の被災企業者を対象とした「無利子」「保証料不要」の融資制度を8月27日に創設。

(制度概要)

- ・融資限度額：1,000万円（運転資金は300万円）以内
- ・融資期間：運転5年以内・設備10年以内（据置1年以内）
- ・融資利率：無利子
- ・保証料率：保証料不要
- ・融資枠：4億円
- ・実施期間：平成26年8月27日（水）～平成26年10月31日（金）

④ 緊急災害対策資金利子等補給補助金

地域の被災状況に応じて、市町村と一体となって、きめ細かく、被災企業者の事業再建を支援するため、「緊急災害対策資金」の利子等の引き下げに関する市町村への補助制度を9月補正予算にて計上。

(制度概要)

「緊急災害対策資金」の利子・保証料について、市町村が被災企業者の利子等の負担を軽減するため、利子等の補給を行う場合、当該市町村に対してその費用の2分の1を補助する。

(補正予算額)

2,000千円